

平成 26 年第 3 回教育委員会臨時会記録

平成 26 年 11 月 5 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 26 年 11 月 5 日（水） 午前 11 時 00 分～午前 11 時 23 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 對馬 初音
委員 伊井 希志子 委員 折井 麻美子
教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 井口 順司 学校担当 教育部長 和久井 義久
生涯学習スポーツ担当部長 井山 利秋 中央図書館長 渡辺 均
庶務課長 岡本 勝実 教企企画課長 筒井 鉄也
生涯学習推進課長 濱 美奈子 スポーツ課長 人見 吉也
済美教育センター統括指導主事 大島 晃 中央図書館長 大林 俊博

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第56号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務の委託について
- 議案第58号 平成26年度杉並区一般会計補正予算（第3号）

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第56号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第57号 杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務の委託について	6
議案第58号 平成26年度杉並区一般会計補正予算（第3号）	7

委員長 おはようございます。それでは、ただいまから平成26年第3回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、伊井委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事の方に入らせていただきます。議事日程は、ご案内のとおり、議案が3件となっております。なお、日程第1、議案第56号から日程第3、議案第58号の議案は、平成26年第4回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条により、これらの議案の審議を非公開としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、特に異議がございませんので、日程第1、議案第56号から日程第3、議案第58号につきましては、会議を非公開とし、審議することといたします。

それでは、議案の審議の方に入らせていただきます。日程第1、議案第56号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私から議案第56号につきまして、ご説明申し上げます。

区では、配偶者の出産に当たり、男性職員が家事等を行うための休暇として、「出産支援休暇」を設けているところでございます。このたび、配偶者の産前産後の期間中に、男性職員が子の養育を行うことによって、配偶者の負担の軽減を図るとともに、男性職員の育児への参加の契機とするために「育児参加休暇」を導入し、職員に対する子育て支援をさらに推進することといたしました。

このことに伴いまして、区の職員と同様に幼稚園教育職員につきましても、「育児参加休暇」を制度化する必要があるため、この条例案の作成に当たり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第17条になりますが、特別休暇の中に「育児参加休暇」を加えるものでございます。なお、「育児参加休暇」の内容につきましては、規則を改

正いたしまして、出産の日の翌日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内で承認するものとし、第2子以降の出産の場合は、出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認するものとする予定でございます。

最後に、施行期日でございますが、平成27年1月1日としております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

対馬委員 これは、杉並区の職員の条例ということですよ。ここに「育児休暇」というのは特に書いていないんですけども、男性に育児休暇は今、ないんでしょうか。

庶務課長 区では、「育児休業」がございます。

対馬委員 では、それとは別に、出産の前後に対して休暇を付けるという意味ですね。わかりました。

委員長 他にいかがでしょうか。

折井委員 一部改正の部分ではないのですが、この前にある「育児時間」というものと下の方にある「子の看護のための休暇」というのは、これは違うものなんですね。病気の時が下で、病気じゃなくても、例えば、子どもをどこかに連れて行きたいといったような時には、この「育児時間」というのを取るといえることなんですか。

教育人事企画課長 「育児時間」というのは、例えば、保育園に預けるため出勤の時間に間に合わないということで、朝1時間、定期的にお休みをされるといったものでございます。「子の看護のための休暇」につきましては、お子様が少し病気で病院に行かなければならないという時に取れる休暇でございます。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

5日以内ということですが、なかなか取りにくいというようなことが状況としてありますよね。その辺が、スムーズに行くようなかたちになってくれるといいかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

庶務課長 今回の目的にもありますように、男性職員が取りやすい環境にするために、産前産後の8週間という期間をとってますので、職場としてもお子さんが生まれる予定の方、生まれた方に対しては、積極的にこういう制度を使ってみてはどうですか、と声をかけていく必要があるか

などと思います。

委員長 特に、園の行事とかと重なった時に非常に取りにくい部分があるのかなと思いますが、うまく活用していただければいいなというふうに思います。

折井委員 5日以内ということですが、連続して取らなければいけないわけではないんですよ。これは、例えば、お子さんがつらそうだという時に、ぼんぼんと飛んで取るということも大丈夫なんですか。

教育人事企画課長 日を単位として取得することができます。また、内容によっては、時間を単位とすることもできるようになっております。

委員長 よろしいですか。他に。

では、他に特にご意見等ありませんので、議案第56号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第56号は原案のとおり可決いたしたいと思っております。ありがとうございました。

では、続きまして、日程第2、議案第57号「杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務の委託について」の議案を上程し、審議いたします。教育人事企画課長からご説明をお願いいたします。

教育人事企画課長 私から、議案第57号について、ご説明を申し上げます。

先月29日の第18回教育委員会定例会におきまして議決をしていただきました内容のとおり、杉並区は東京都と協議し、県費負担教職員と選考水準の均衡を図るため、杉並区学校教育職員、いわゆる区費教員の主任教諭選考に係る事務を委託することとしたところでございます。

この事務に当たりましては、地方自治法第252条の14の規定に基づきまして、議会の議決を経る必要があることから、この議案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、委託の内容についてご説明を申し上げます。議案を2枚おめくりいただけますでしょうか。「杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務委託に関する規約」をご覧ください。

杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務に関しまして、杉並区と東京都との間におきまして主任教諭選考に係る事務委託に関する規約を結び、その事務の管理及び執行を東京都に委託するものでございます。第2条におきましては、委託事務の管理及び執行に関する経費は、原則

として杉並区の負担とし、経費の額及び交付の時期は杉並区と東京都が協議して定めることとしております。

附則でございますが、この規約の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとしてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

前回の教育委員会でもお話しがあったんですが、ぜひ主任教諭を目指してというか、その力量アップも含めてこういう形で進めていただけると、たいへん区職の先生方も嬉しいんじゃないかと思っておりますので、ぜひいい方向で進められるようお願いしたいと思います。

では、特にご意見等はございませんので、議案第57号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第57号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして、日程第3、議案第58号「平成26年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第58号「平成26年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」につきまして、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、平成26年第4回区議会定例会に提出する議案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に意見を求められたものでございます。

議案の資料となっている補正予算概要の2ページ目をご覧ください。教育費の歳入歳出予算に関するものとして、「小学校の運営管理」と「図書館施設維持管理」、そして、「永福体育館の移転改修」に係る3事業がございます。

また、2枚おめくりいただいて後ろから2ページ目になりますが、債務負担行為に関するものとして、「次世代型科学教育の推進(調査)」

と「図書館施設維持管理（高円寺駅前図書サービスコーナーの改修）」の2事業がございます。

それでは、少し戻っていただきまして、資料の3枚目になりますが、歳入歳出予算にかかるもののうち、「小学校の運営管理」について、でございます。小学校で使用する教科書につきましては、本年8月に小学校教科書採択を行ったところですが、それに伴いまして、電子黒板で活用するデジタル教科書、そして、指導上必要な教師用指導書について、その購入費を補正予算として計上するものでございます。

デジタル教科書につきましては、3,567万2,000円、教師用指導書につきましては、3,450万円となっております。デジタル教科書と指導書の購入によりまして、一層分かりやすい授業を行うことが可能となり、子ども達の教科に対する興味・関心も高まることが期待できます。

次に、「図書館施設維持管理」について、でございます。こちらは、債務負担行為の資料についてもあわせてご覧いただきたいと思っております。

本年12月末に廃止する高円寺駅前区民事務所の跡地に、新たに保育施設を整備することに伴いまして、引き続き、高円寺駅前図書サービスコーナーを併設し運用するため、その改修工事に係る経費を計上しております。この工事は、平成26年度・27年度の2か年度にわたるため、26年度の歳入歳出予算と27年度の債務負担行為とに分けて計上したものです。経費総額は330万円となっており、本年度の経費を130万円、27年度における債務負担の限度額を200万円としております。読書活動の促進と待機児童解消に向けて必要な取組であると考えております。

次に、「永福体育館の移転改修」についてです。本事業は、平成26年3月に策定いたしました「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン」に基づき、老朽化した永福体育館を旧永福南小学校校舎の一部に移転改修するものでございます。今年度は、土質調査を行いまして、27年度に実施設計、28年度に旧校舎の一部解体及び改修工事を行い、平成29年5月に移転オープンする予定でございます。補正予算の経費につきましては、移転先である旧永福南小学校跡地の土質調査に係る費用、250万円を計上してございます。

続きまして、次ページの表をご覧ください。これらの3事業の補正額は、合計7,397万円2,000円となり、補正後の予算額は、173億7,315万1,000円となります。

最後ですが、次のページの債務負担行為をご覧ください。「次世代型科学教育の推進（調査）」に係る補正予算についてです。

科学教育については、平成26年3月に策定いたしました「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン」において、科学館が担っている学校教育部門と生涯学習部門の機能を分離したうえで、他施設に機能を移転し、老朽化が進んだ現施設は平成27年度末で廃止する、としております。そして、広く区民の生涯学習の推進に寄与するような科学教育の拠点等について、多面的に検討していく方針が示されているところです。本事業は、この計画に基づきまして、子どもから大人まで、区民の生涯学習の推進に寄与するような、ICTやデジタル技術等を活用した次世代型科学教育の拠点等の具体化に向けた調査研究についての経費として、500万円を計上しております。

以上で、議案第58号についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案第58号のご説明について、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

伊井委員 今、ご説明のございました、「科学館の廃止に伴い」というところなんですけれども、「ICTの拠点としての」というようなところで、具体的には、何かこう、見とおしでこのような施設にするとか、このような物を購入するとか、というようなご予定は、今の時点ではあるのでしょうか。

生涯学習推進課長 今の子どもたちは、生まれた時からデジタルだとか、いろんな技術に囲まれておりますので、そういったことを見越して、今の子どもたちが大人になっても、というようなことで考えてございます。やはり、私たちでは専門性が足りませんので、その部分について、大学の研究機関であるとか、民間の専門事業所であるとか、そういうような専門性を持ったところにぜひ一緒に考えてもらいたいと思っております。このたびの予算の計上になったものでございます。

伊井委員 良く分かりました。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。他にご意見ありますでしょうか。

對馬委員 「小学校の運営管理」となっていますが、これは小学校の教科書が本年度新しく採択されて、来年度変わるというタイミングで、とい

うふうに受け取ってよろしいでしょうか。

庶務課長 そのとおりでございます。

委員長 他にいかがでしょうか。

折井委員 追加の質問のようになるのですが、備考欄に「教師用指導書（前期分）」となっているんですが、この「前期分」というのはどういうことか、教えてください。

済美教育センター統括指導主事 「前期分」といいますのは、教科書もそうなんですけれども、指導書も前期、後期で分かれて作られておりますので、その意味での「前期分」ということになっております。

折井委員 ということは、後期分は春とかぐらいにまた、このような形で載ってくるということなんですよね、きっと。前期、後期、当然両方買うということだと思いますので。

庶務課長 後期分につきましては、来年度の当初予算として、現在、予算要求しております。

委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

この「デジタル教科書」なんですけれども、使い方というのが非常に重要だと思うのですが、この辺のあたりは、今後、どのような予定で実施していくのでしょうか。

済美教育センター統括指導主事 デジタル教科書については、これまでも各学校で購入して使用しているところはあったんですが、この9月から電子黒板が入ったことによって、より効果的に使っていくことが可能になります。これまで、プロジェクターで映して、どちらかというところでの教材提示だったんですが、電子黒板を使うことによって、情報を加工できるといったところが、さらに充実できます。それによって、子どもたちと教師、双方向での学びがさらに高まっていきますので、より効果的に使っていくことがこれから可能になってくると考えております。

委員長 効果的に使うということが、すごく大事だと思うんですよね。特に、中学校は教科担任制なので、もっとそれを活かして有効に使えるのではないかという気がするので、せつかく予算付けでこういう形にしてもらうわけですから、ぜひその辺を現場の先生方にも、成果が上がるような形にしていってもらわなくてはいけないのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

折井委員 デジタル教科書の購入に当たっては、確か学年ごとに教科を決めて、ということをお伺いしたんですけれども、例えば、1年生はどの教科、といったようなことを決めるのは、教科書採択の時にいろいろと支援をして下さった方たちが中に入って決めるのでしょうか。どなたが主体になって決めるのですか。

済美教育センター統括指導主事 デジタル教科書として何を購入するかについては、教科書採択とは違うメンバーで決めてまいります。活用頻度、それから、この教材を使うことによってよりわかりやすくなる教科というのを教育委員会の方で、また、校長先生方のご意見を聞きながら、決めてまいります。

委員長 よろしいですか。他にご意見等ありますでしょうか。

では、他にご意見等はありませんので、議案第58号につきまして、原案のとおり、可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第58号は原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました日程は、全て終了いたしました。

それでは、本日の教育委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。